

別表2－水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準表

番号	省令 番号	項目	基準値	検査 回数	検査回数の減	省略の可否	原水 39項目
1	1	一般細菌	100/mL	毎月	省略不可 連続的に計測及び 記録している場合 ↓ 検査頻度 (1回/3ヶ月)	—	●
2	2	大腸菌	検出されないこと			—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/L			—	●
4	46	有機物	3mg/L			—	●
5	47	pH	5.8～8.6			—	●
6	48	味	異常でないこと			—	—
7	49	臭気	異常でないこと			—	●
8	50	色度	5度			—	●
9	51	濁度	2度			—	●
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	年4回	省略不可	—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/L			—	—
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L			—	—
13	23	クロロホルム	0.06mg/L			—	—
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—
15	25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L			—	—
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/L			—	—
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—
18	29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L			—	—
19	30	ブromホルム	0.09mg/L			—	—
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L			—	—
21	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	年4回	水源の水質が大きく 変わるおそれ が少ない場合であ って、過去3年間の 検査結果が全て基 準値の20%以下の 場合 ↓ 検査頻度 (1回/年) 過去の検査 結果が基準 値の50%を超 えたことがな く、かつ、原 水並びに水 源及びその 周辺の状況 から検査する 必要がないこ とが明らかな 場合は省略 することができる	●	
22	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L			●	
23	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L			●	
24	26	臭素酸	0.01mg/L			—	
25	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L			●	
26	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L			●	
27	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L			●	
28	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L			●	
29	11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L			●	
30	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L			●	
31	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L			●	
32	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L			●	
33	40	蒸発残留物	500mg/L			●	
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L			●	
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L			●	
36	45	フェノール類	0.005mg/L			●	
37	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L			●	
38	8	六価クロム化合物	0.02mg/L			●	
39	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L			●	
40	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L			●	
41	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L			●	
42	35	銅及びその化合物	1.0mg/L			●	
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L			●	
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L			●	
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L			●	
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L			●	
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L			●	
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L			●	
49	20	ベンゼン	0.01mg/L			●	
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L	月1回	藻類の発生が少な いことが明らかな 期間を除く	●	
51	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L			●	